若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ユースエール認定企業は公共調達において加点評価の対象となります！

各府省が価格以外の要素を評価する調達※1によって公共調達を実施する場合は、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた企業（ユースエール認定企業）等を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年３月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において示されています。

また、地方公共団体も国に準じた取組を実施するよう努めることとされています。

公共調達における加点評価のポイント

取組指針では、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みを導入することで、当該企業の受注機会の増大を図る観点から、以下の取組を実施することとしています。

○　価格以外の要素を評価する調達を行うときは、ユースエール認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定する。

➢ ユースエール認定企業などの評価項目である「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」が総配点に占める評価割合を定めた上で、ユースエール認定企業の配点を定める※2。

<内閣府が示している参考配点例>（ユースエール認定企業分）

評価項目例	総配点に占める割合 （評価の相対的な重要度等に応じ配点）	配点例※3
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	12%の場合	９％
	10%の場合	８％
	７%の場合	５％
	５%の場合	４％

※１　価格以外の要素を評価する調達とは、総合評価落札方式または企画競争による調達をいいます。
※２　配点割合も含めた加点評価の詳細については、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関において定められます。
※３　女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく認定等にも該当する場合は、最も配点が高いものにより加点が行われます。

ユースエール認定企業とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業として厚生労働大臣が認定した企業をいいます。厚生労働省では、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っています。

・対象：常時雇用する労働者が300人以下の事業主
・ユースエール認定企業への支援内容
①ハローワークなどで重点的ＰＲを実施
②ユースエール認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
③自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能　　等

※その他、認定基準や制度の詳細については、以下のURLを参照してください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html

<認定マーク>

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク